第1章 策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

北上市(以下、「本市」といいます。)は、古くから交通の要衝として、人、物、情報が行き交う歴史の中で、進取の気風と多様性に対応した風土が生まれ、特有の文化が醸成されて今に至っています。

市内には国指定史跡の樺山遺跡、八天遺跡や江釣子古墳群、古代仏教文化の中心地であった国見山廃寺跡をはじめとする重要な史跡が数多くあり、奥羽山脈と北上山地の美しい山々が連なる豊かな自然に恵まれ、北上川と和賀川が合流する肥よくな土地に古くから人々が暮らし、文化を育んできたことを今に伝えています。

また、江戸時代には船運の河港や奥州街道の宿場町として栄えた本市は、多様な文化を受け入れながら、鬼剣舞や鹿踊など数多くの民俗芸能を郷土の誇りとして大切に守り育ててきました。

このような風土を背景に、本市は昭和39年に岩手県内の先駆けとして「北上市民会館」を開館するなど文化芸術活動の拠点づくりに先進的に取り組み、その文化的土壌から生まれた北上・みちのく芸能まつりや北上市民芸術祭、北上市民劇場などは、長年に渡り市民の文化芸術への思いを体現する場となっています。近年は、学校教育における文化芸術活動の充実が図られており、多くの児童生徒が活躍し、全国のコンクールにおいて最高賞を受賞するなど大きな成果が表れています。

一方で、核家族化や少子高齢化、若い世代の転出などによる社会構造の変化により、地域に根差して受け継がれ、地域の担い手を育ててきた民俗芸能の後継者不足が問題となっているほか、居住する地域や経済的な理由、障がいの有無など様々な事情により、文化芸術活動の機会を得られにくい環境があるなどの問題もあります。

文化芸術は人々の創造性を育み、心豊かな地域社会の形成に資するものであり、 文化芸術活動から生まれる価値をまちづくりに生かしていくことが重要です。そのためには、有形無形の文化財や文化施設などの様々な文化的資源を有効活用するととも に、他分野との連携を図りながら、より多くの市民が多様な文化芸術にふれる機会を 創出していくことが求められます。

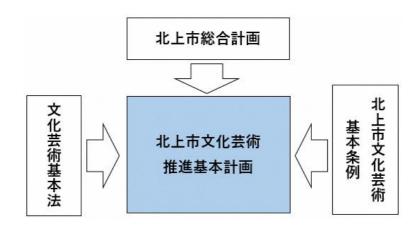
本市では、平成29年の「文化芸術基本法(平成13年法律第148号)(以下、「法」といいます。)」の改正により、文化芸術に関する施策の推進と地方文化芸術推進基本計画の策定が地方公共団体の努力義務とされたことを機に、自治体文化政策に対する関心が高まりました。市民活動団体が自主的に勉強会を重ねる中から、条例制定の必要性について意見が提出されるなど機運が盛り上がり、令和3年4月1日に「北上市文化芸術基本条例(令和3年条例第8号)(以下、「条例」といいます。)」を施

行しました。

この「北上市文化芸術推進基本計画(以下、「基本計画」といいます。)」は、 条例第9条に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定 するものです。

2 基本計画の位置付け

本基本計画は、法第7条の2及び条例第9条に基づいて策定する計画であり、北上 市総合計画を上位計画とする分野別計画です。



3 計画期間

基本計画の期間は、北上市総合計画の終期にあわせて令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの9年間とし、令和7(2025)年度に見直しを行います。

4 文化芸術の領域

基本計画における文化芸術とは、法が対象とする芸術、芸能、生活文化等のことを指します。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他電子 機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝 統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民娯楽
出版物	出版物、レコード等
文化財等	有形・無形の文化財並びにその保存技術 ※民俗芸能は無形の文化財に分類されます。

持続可能な開発目標(SDGs)との関係

基本計画において「持続可能な開発目標(SDGs、エスディージーズ)*」と関連性が高い目標としては、主に以下の8項目が挙げられます。

















[※]持続可能な開発目標(SDGs、エスディージーズ):平成27(2015)年の国連サミットで採択された、令和12(2030)年を期限とする持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール(目標)·169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国民・政府・自治体・企業・地域等の主体的な取り組みが求められています。